

令和元年度 第1回
徳島県後発医薬品適正使用協議会

日 時 令和元年8月7日（水）

午後1時30分から

場 所 徳島グランヴィリオホテル

2階 蓬莱

一 次 第 一

1 開 会

2 部長あいさつ

3 議事等

(1) 報告

- ・ 後発医薬品の対策と現状について

(2) 議題

- ・ 今年度の取組について

(3) その他

4 閉 会

徳島県保健福祉部薬務課

会 議 資 料

	ページ
資料1 徳島県後発医薬品適正使用協議会設置要綱	・・・ 1
資料2 後発医薬品の現状（厚生労働省資料）	・・・ 4
資料3 後発医薬品の対策と現状（徳島県の状況） 今年度の取組について	・・・ 12

◆ 当日配布

後発医薬品に係る徳島県の現状（徳島県薬務課資料）

徳島県保険者協議会の取組について（徳島県保険者協議会資料）

協会けんぽにおけるジェネリック医薬品使用割合の現状について（品川委員資料）

徳島県後発医薬品適正使用協議会設置要綱

(目的)

第1条 医療関係者及び県民への後発医薬品に関する理解の向上と適正使用についての普及促進を図るため、徳島県後発医薬品適正使用協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。
（1）後発医薬品の正しい知識の普及に関すること
（2）後発医薬品に係る情報交換に関すること
（3）その他後発医薬品の適正使用に関し必要なこと

(組織)

第3条 協議会の委員は、15名以内で、別表に掲げる関係団体の者とする。
2 協議会に会長、副会長を置く。
3 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、会務を総理する。
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 会長は、必要に応じて会議を招集し、その会議の議長となる。
2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、徳島県保健福祉部薬務課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年5月27日から施行する。
2 第5条の規定にかかわらず、最初の会議は徳島県保健福祉部長が招集する。

附 則

この要綱は、平成23年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別 表

徳島県後発医薬品適正使用協議会名簿

区 分	所 属 団 体 等
医療関係者	一般社団法人徳島県医師会
	一般社団法人徳島県歯科医師会
薬事関係者	一般社団法人徳島県薬剤師会
	徳島県病院薬剤師会
	徳島県製薬協会
	徳島県医薬品卸業協会
学識経験者	徳島文理大学薬学部
	徳島大学薬学部
消費者代表	特定非営利活動法人徳島県消費者協会
保険者代表	徳島市（国民健康保険）
	全国健康保険協会

徳島県後発医薬品適正使用協議会委員名簿

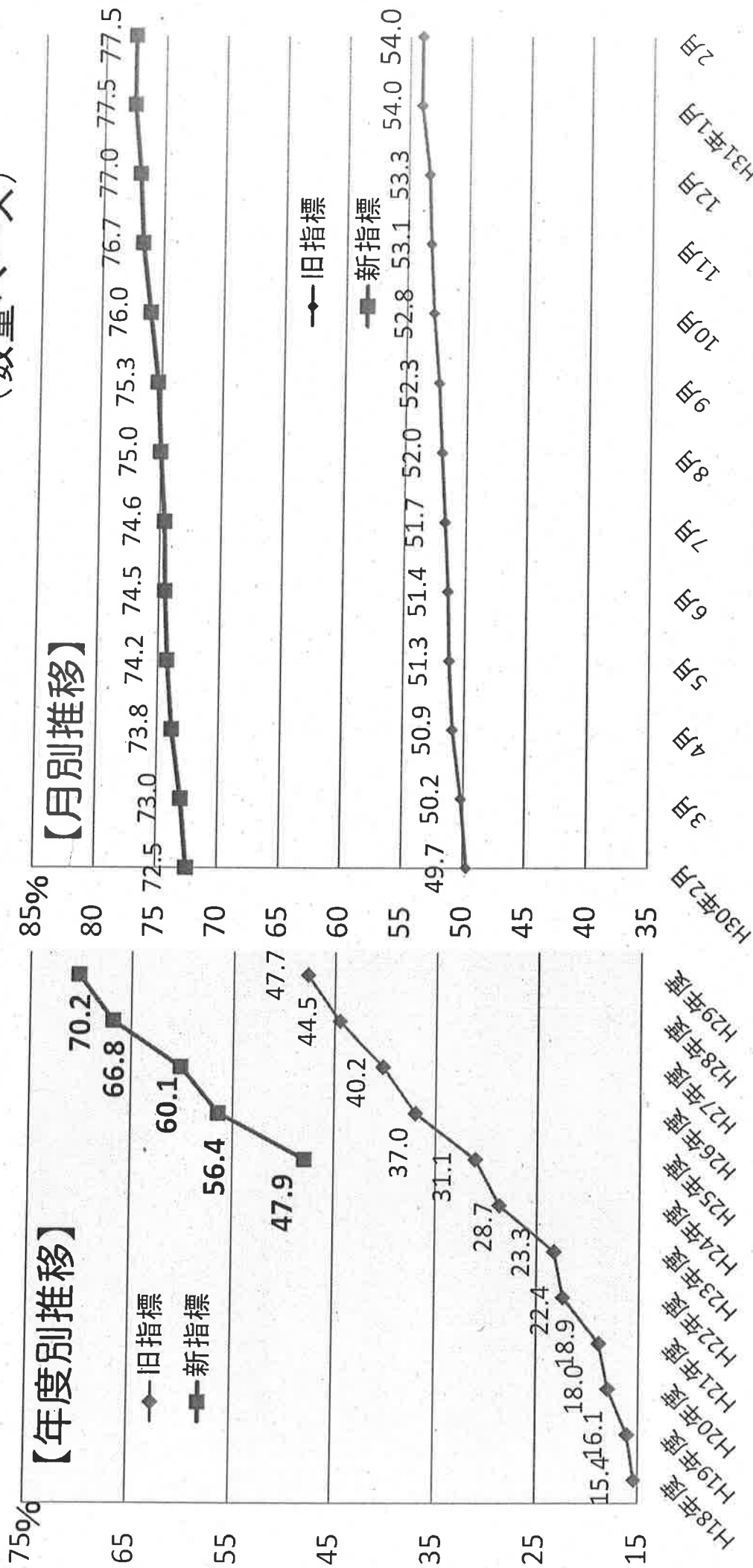
(R1. 7. 1～R3. 6. 30)

	氏 名	所属団体等
医療関係者	本藤 秀樹	徳島県医師会
	石本 卓司	徳島県歯科医師会
薬事関係者	水口 和生	徳島県薬剤師会
	伏谷 秀治	徳島県病院薬剤師会
	清水 優之	徳島県製薬協会
	阿部 昌司	徳島県医薬品卸業協会
学識経験者	土屋 浩一郎	徳島大学大学院 医歯薬学研究部
	鈴江 朋子	徳島文理大学薬学部
消費者代表	内山 眞弓	徳島県消費者協会
保険者代表	森口 泰治	徳島市（国民健康保険）
	品川 晴旨	全国健康保険協会徳島支部

資料 2

後発医薬品の現状 (厚生労働省資料)

「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」における後発医薬品割合 (数量ベース)



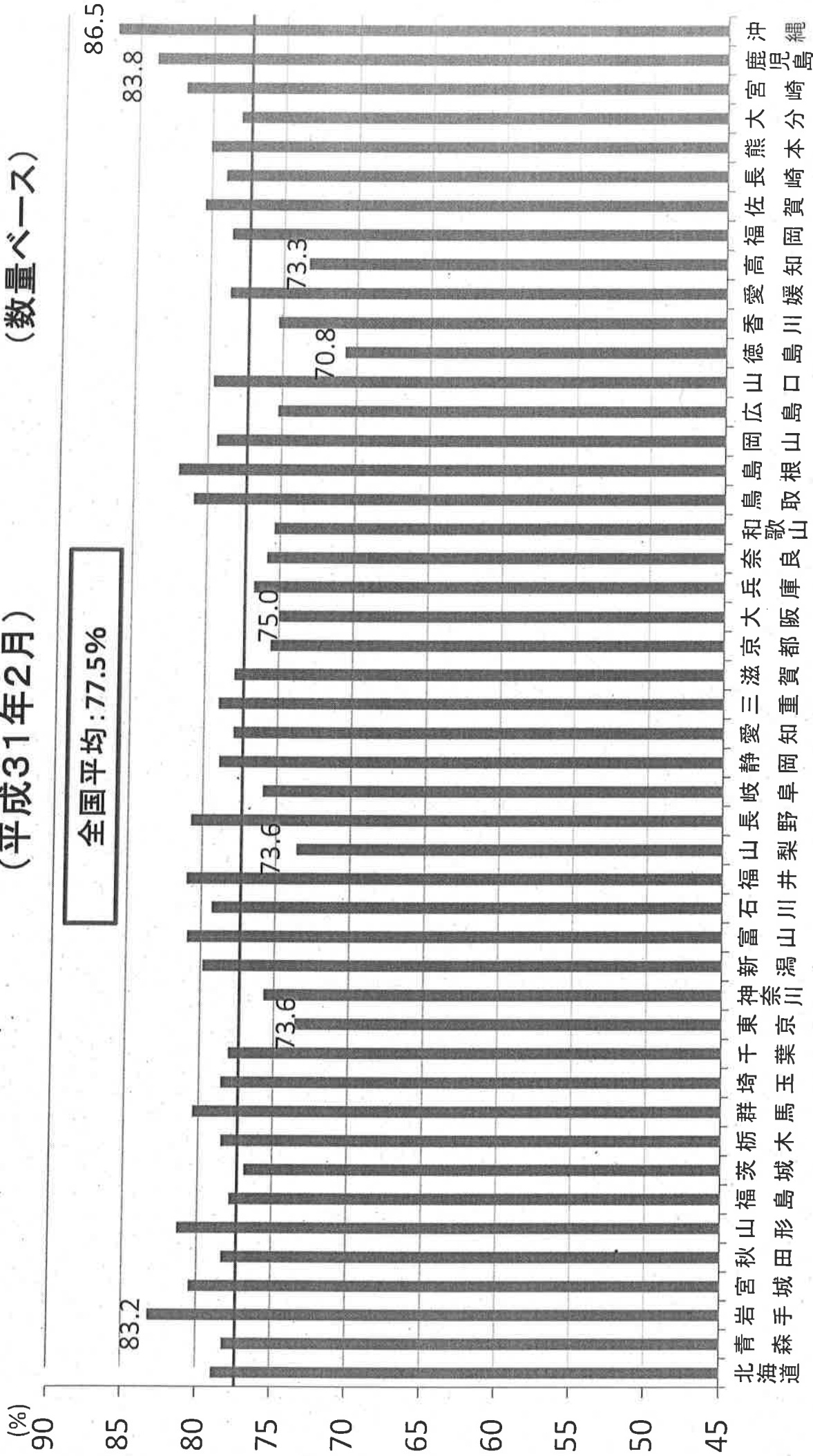
注1) 保険薬局で、レセプト電算処理システムで処理された調剤レセプトのデータをもとに分析したものであり、院内処方(入院、院内調剤)及び紙レセプトを含まない数値である(出典:「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」(厚生労働省保険局調査課))。

注2) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注3) 新指標とは、後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を分母とした後発医薬品の数量シェア(「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」で定められた目標に用いた指標)。

旧指標とは、全医療用医薬品を分母とした後発医薬品の数量シェア(平成19年に「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」で定められた目標に用いた指標)。

「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」における都道府県別後発医薬品割合 (数量ベース) (平成31年2月)



全国平均: 77.5%

注1) 保険薬局で、レセプト電算処理システムで処理された調剤レセプトのデータをもとに分析したものであり、院内処方(入院、院内調剤)及び紙レセプトを含まない数値である(出典:「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」(厚生労働省保険局調査課))。

注2) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注3) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

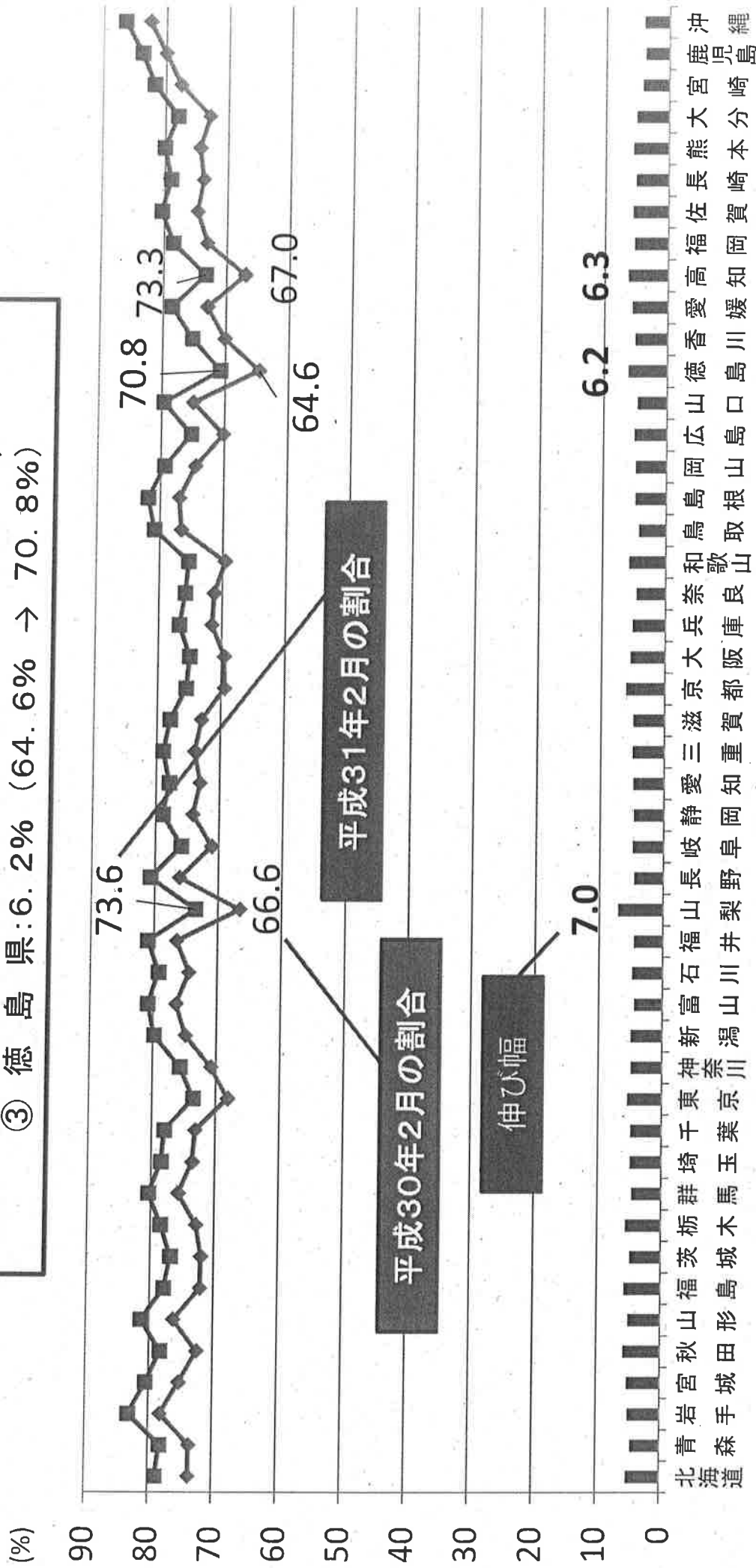
注4) 後発医薬品の数量シェア(置換え率) = [後発医薬品の数量] / ([後発医薬品の数量] + [先発医薬品の数量])

「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」における都道府県別後発医薬品割合

(数量ベース)

■ 伸び幅が大きい県 (平成30年2月→平成31年2月)

- ① 山梨県: 7.0% (66.6% → 73.6%)
- ② 高知県: 6.3% (67.0% → 73.3%)
- ③ 徳島県: 6.2% (64.6% → 70.8%)



注1) 保険薬局で、レセプト電算処理システムで処理された調剤レセプトのデータをもとに分析したものであり、院内処方(入院、院内調剤)及び紙レセプトを含まない数値である(出典:「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」(厚生労働省保険局調査課))。

注2) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注3) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注4) 後発医薬品の数量シェア(置換え率)=[後発医薬品の数量]/([後発医薬品の数量]+[後発医薬品の数量])

「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」における都道府県別後発医薬品割合」 (数量ベース、%)

	31年2月	順位
北海道	78.9	21
青森	78.2	28
岩手	83.2	3
宮城	80.5	11
秋田	78.3	27
山形	81.3	6
福島	77.8	33
茨城	76.9	34
栃木	78.4	26
群馬	80.4	12
埼玉	78.5	24
千葉	78.0	29
東京	73.6	44
神奈川	75.7	38
新潟	79.8	15
富山	80.9	8

	31年2月	順位
石川	79.3	18
福井	81.0	7
山梨	73.6	44
長野	80.7	10
岐阜	75.9	36
静岡	78.9	21
愛知	77.9	32
三重	79.0	19
滋賀	78.0	29
京都	75.5	39
大阪	75.0	43
兵庫	76.7	35
奈良	75.9	36
和歌山	75.4	40
鳥取	80.9	8
島根	81.9	4

	31年2月	順位
岡山	79.4	17
広島	75.3	41
山口	79.7	16
徳島	70.8	47
香川	75.3	41
愛媛	78.6	23
高知	73.3	46
福岡	78.5	24
佐賀	80.4	12
長崎	79.0	19
熊本	80.1	14
大分	78.0	29
宮崎	81.8	5
鹿児島	83.8	2
沖縄	86.5	1
全国	77.5	-

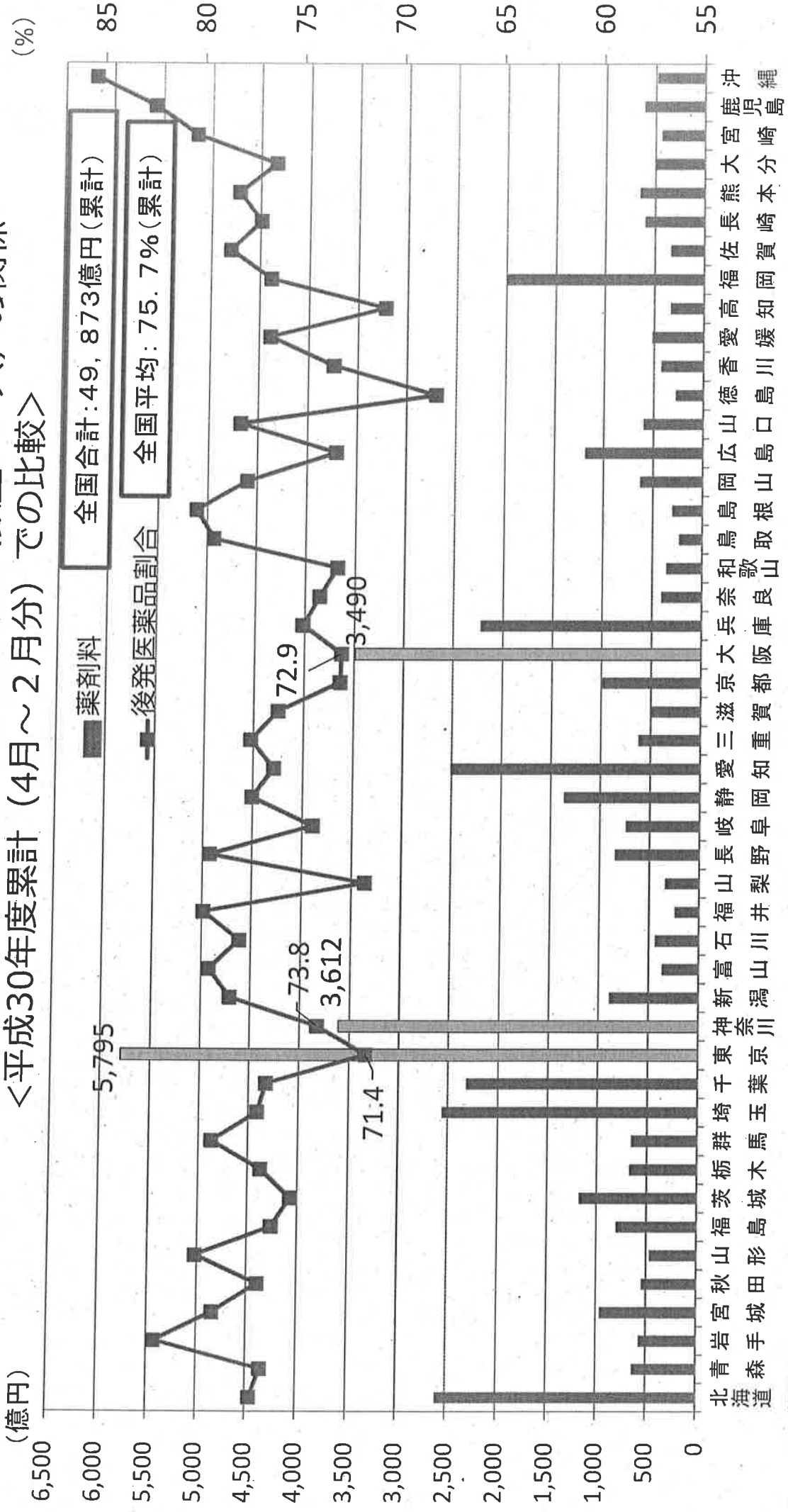
注1) 保険薬局で、レセプト電算処理システムで処理された調剤レセプトのデータをもとに分析したものであり、院内処方(入院、院内調剤)及び紙レセプトを含まない数値である(出典:「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」(厚生労働省保険局調査課))。

注2) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注3) 「数量」とは、薬師基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注4) 後発医薬品の数量シェア(置換え率)=[後発医薬品の数量]/[後発医薬品の数量]+[後発医薬品の数量]

「最近の調剤医療費（電算処理分）の動向」における 都道府県別の 薬剤料と後発医薬品割合（数量ベース）の関係 ＜平成30年度累計（4月～2月分）での比較＞



注1) 保険薬局で、レセプト電算処理システムで処理された調剤レセプトのデータをもとに分析したものであり、院内処方（入院、院内調剤）及び紙レセプトを含まない数値である（出典：「最近の調剤医療費（電算処理分）の動向」（厚生労働省保険局調査課））。

注2) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

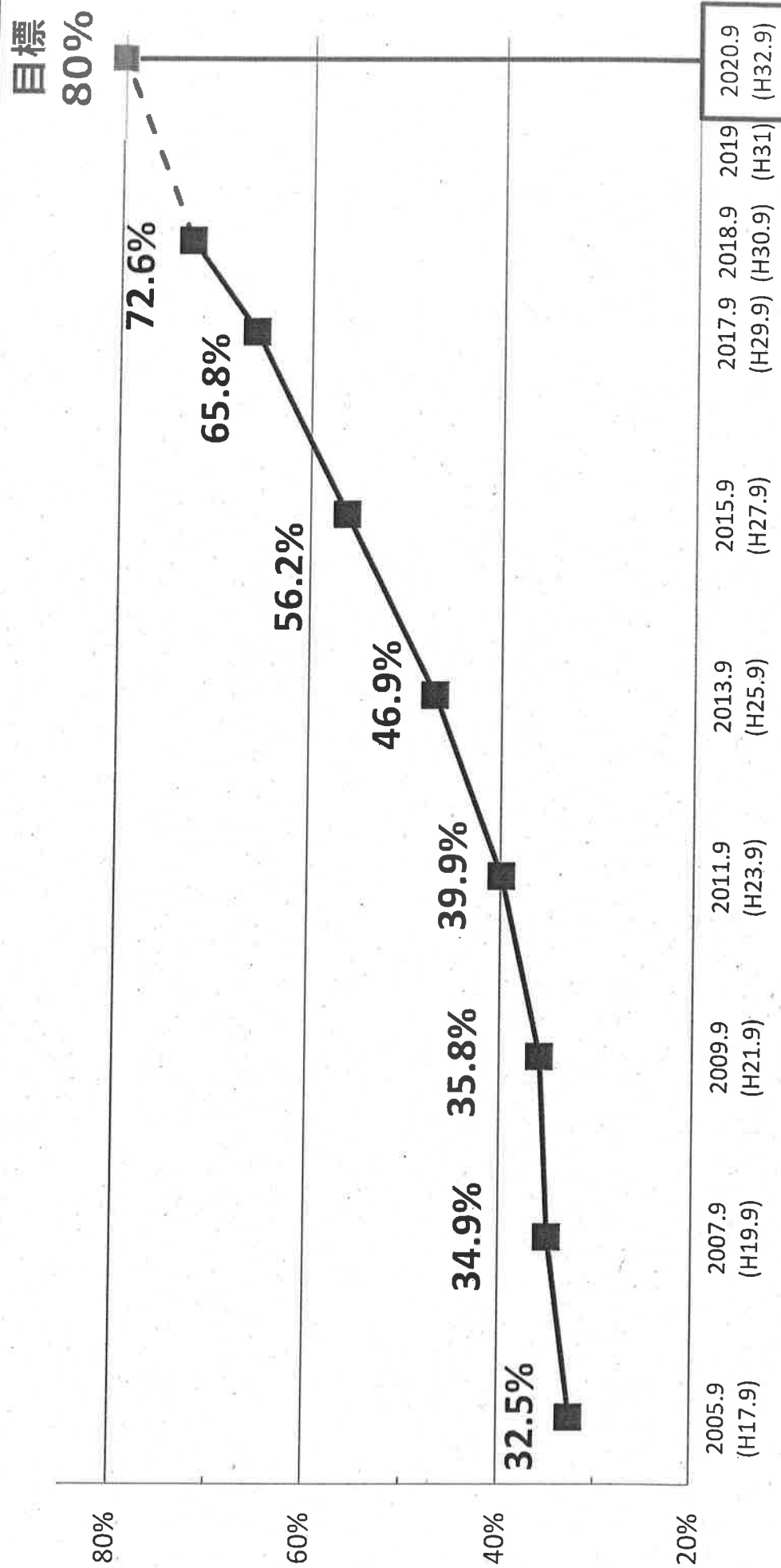
注3) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注4) 後発医薬品の数量シェア（置換え率）＝〔後発医薬品の数量〕／〔後発医薬品の数量〕＋〔先発医薬品の数量〕

後発医薬品の使用割合の推移と目標

「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）（抄）

⑦薬価制度の抜本改革、患者本位の医薬分業の実現に向けた調剤報酬の見直し、薬剤の適正使用等
 2020年（平成32年）9月までに、後発医薬品の使用割合を80%とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する。



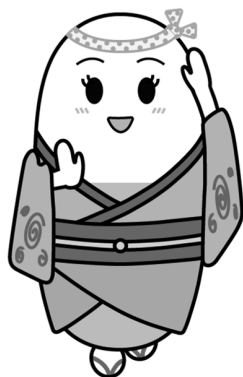
注）「使用割合」とは、後発医薬品のある先発医薬品]及び「後発医薬品」を分母とした「後発医薬品」の使用割合をいう。

資料 3

後発医薬品の対策と現状
(徳島県の状況)

今年度の取組について

徳島県後発医薬品 適正使用協議会



徳島県ジェネリック医薬品
応援キャラクター
あわジェネちゃん



徳島県保健福祉部薬務課

本県の「後発医薬品の使用促進」の 現状とこれまでの取組について

- 後発医薬品割合(数量ベース) (平成31年1月時点)
出典：「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」
- | | |
|------|----------------------|
| 徳島県 | <u>70.8%</u> (全国最下位) |
| 全国平均 | <u>77.5%</u> |

▼後発医薬品割合の算定方法

- 新指標 (平成25年度から後発医薬品の数量シェア)

$$= \frac{[\text{後発医薬品の数量}]}{[\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量}] + [\text{後発医薬品の数量}]}$$



平成30年度事業

- 1 徳島県後発医薬品適正使用協議会の開催
平成30年8月, 平成31年1月
- 2 薬局が核となる後発医薬品使用促進対策事業
 - 「薬の適正使用に関する普及強化月間」事業
 - 「1品から変更してもらおうジェネリック使用促進」事業
 - お薬相談事業
 - 一般向けセミナー・講習会の実施
- 3 後発医薬品使用促進強化事業
 - 保険者と連携した問題点の調査・分析事業
 - 「徳島県版フォーミュラリーマニュアル作成」事業
 - 医療機関・薬局への使用推進事業
 - 「徳島県ジェネリック医薬品応援キャラクター作成」事業
 - ジェネリック医薬品の使用促進に係る認証・登録制度

3



薬局が核となる後発医薬品使用促進対策事業

- 「薬の適正使用に関する普及強化月間」事業
 - 県立中央病院 平成30年7月～8月
 - 県立三好病院 8月～9月
 - 県立海部病院 9月～10月
 - ・病院・薬局が連携した「一般名処方」の周知・啓発
によるジェネリック医薬品への変更を調査
- 「1品から変更してもらおうジェネリック使用促進」事業
エシカル消費の概念を取り入れたジェネリック医薬品への変更に関する調査及びアンケートの実施



薬局が核となる後発医薬品使用促進対策事業 「薬の適正使用に関する普及強化月間」事業

調査結果について

① 県立中央病院及び県立三好病院

- ・ 強化期間及び事後の期間の使用割合は事前期間よりも向上
- ・ 一般名処方によるジェネリックへの切換
県立中央病院で処方数の約 75%
県立三好病院で約 98%

② 海部病院

- ・ 強化期間中には、使用割合の向上が見られた。
- ・ 患者の年齢層が高く、ジェネリックへ切り換えた場合、どの薬が変更になったのか分からなくなることがある。
- ・ 高齢の患者さんとのコミュニケーションに苦慮している。



薬局が核となる後発医薬品使用促進対策事業

(医療機関及び薬局へのアンケート調査結果から)

- ・ 一般名処方では、薬局でのジェネリック医薬品への切替えがしやすくなる。
- ・ 医薬品を院内に持たなくて良い無床診療所で処方が進んでいる。

(保険者との連携事業)

- ・ 協会けんぽ徳島支部と共同で一般名処方によるジェネリック医薬品への切替え促進を文書で依頼

医療機関 約 450施設

保険薬局 約 250施設



薬局が核となる後発医薬品使用促進対策事業

- 消費者行政連携事業 「お薬相談」事業
「お薬相談窓口」業務やアンケート調査及びジェネリック医薬品普及啓発の実施
 - ・消費者大学校 2回
 - ・消費者のつどい 4回
 - ・三好市社会福祉協議会イベント 5回
- 一般向けセミナー・講習会の実施
 - ・消費者大学校 1回 60名
 - ・くすりと健康フェア（10月27日開催） 43名
 - ・シルバー大学校 9回 464名
 - ・保健所等実施講習会 4回 119名 計686名



後発医薬品使用促進強化事業

- 保険者と連携した問題点の調査・分析事業
病院（医師、歯科医師）、薬局（薬剤師）、県民の意識調査とレセプトデータ等をあわせた調査・分析の実施
- 後発医薬品採用品リストを活用した
「徳島県版フォーミュラリーマニュアル作成」事業
- 医療機関・薬局への使用推進事業
使用割合が低い医療機関・薬局への個別のアプローチや医療関係者向けセミナーの実施
- 「徳島県ジェネリック医薬品応援キャラクター作成」事業
各世代への啓発の取組として、若年層への普及啓発事業として実施
- ジェネリック医薬品の使用促進に係る認証・登録制度



保険者と連携した問題点の 調査・分析事業

- ①レセプトデータ等からのジェネリック医薬品使用の
現状についての調査
市町村別及び年代別 経時的に調査
- ②意識調査
医療機関 468施設 (約700施設)
薬局 318施設 (約400施設)
及び県民 約200名 に対する意識調査を実施。
- ③ ①及び②を併せて課題を分析。



後発医薬品採用品リストを利用した 「フォーミュラリーマニュアル」作成事業

- (1) 「後発医薬品採用品リスト」を利用した先発品名から
検索が可能となるリストの再構築
- (2) 再構築したリストと再構築の手順をまとめた
「フォーミュラリー作成マニュアル」を製本
- (3) 医療機関や保険薬局等へ周知 (令和元年度実施)

医療機関・薬局への使用推進事業

- (1) ジェネリック使用割合が低い医療機関等への働きかけ
- (2) 医療関係者を対象としたセミナーの実施

徳島県ジェネリック医薬品応援 キャラクター活用事業

(1) 実施状況

- ・ 鴨島第一中学校の生徒さんがデザイン
- ・ 平成30年10月27日(土)に開催する「くすりと健康フェア」イベントで表彰



(2) 活用等

- ・ 認証登録制度の事業者配布シール
- ・ リーフレット等啓発資材
- ・ JR徳島駅柱巻広告・車内ポスター(2月中旬から1か月)
- ・ 四国放送CM(1月中旬2週間)



ジェネリック医薬品の使用促進に係る 認証・登録制度

(1) 徳島県ジェネリック医薬品推奨薬局(認証)

認証1: 15施設 認証2: 24施設 認証3: 7施設

- 認証①
- ・ 後発医薬品調剤体制加算(75%以上)
 - ・ ジェネリック医薬品に関する研修会への参加, 薬局内での研修会等の開催など
 - ・ かかりつけ薬局

認証②

- ・ 後発医薬品調剤体制加算(80%以上)

認証③

- ・ 健康サポート薬局

(2) 徳島県ジェネリック医薬品使用推進協力事業者(登録)

薬局 75施設 タクシー事業者 3事業所

- ・ ジェネリック医薬品使用促進に関して広報活動
- ・ 普及啓発イベント等での連携



徳島県保険者協議会との連携について

- ・ 第1回保険者協議会に薬務課職員が事務局として参加
- ・ 第1回（平成30年8月2日）及び第2回協議会（平成31年1月22日）に保険者協議会事務局がオブザーバー参加
→ 事業報告及び本年度の事業について、情報共有
- ・ 啓発事業について、連携して実施
 - ①使用割合が低い医療機関等への使用促進の依頼
 - ②ラッピングバス 及び 新聞・広報誌等での啓発
 - ③セミナー協賛



令和元年度事業

- 1 徳島県後発医薬品適正使用協議会の開催
令和元年8月7日，令和2年2月
- 2 知って安心おくすりエシカル消費推進事業
 - お薬相談事業
 - 一般向けセミナー・講習会の実施
- 3 後発医薬品使用促進強化事業
 - 後発医薬品採用リストを利用した「フォーミュラリー作成マニュアル」活用事業
 - 保険者と連携した医療機関・薬局への使用推進事業
 - 「徳島あいバッグ活用に関する普及啓発キャンペーン月間事業」
 - 県保有レセプトデータを活用した保険薬局後発医薬品情報提供事業

知って安心おくすりエシカル消費推進事業

消費者である県民に後発医薬品の使用を含めた医薬品の適正使用に関する意識を調査するとともに、エシカル消費行動の醸成を働きかける啓発を実施

① お薬相談窓口

薬剤師会会員の薬剤師によるお薬についての相談
消費者のつどい等で実施

② 一般向けセミナーの実施

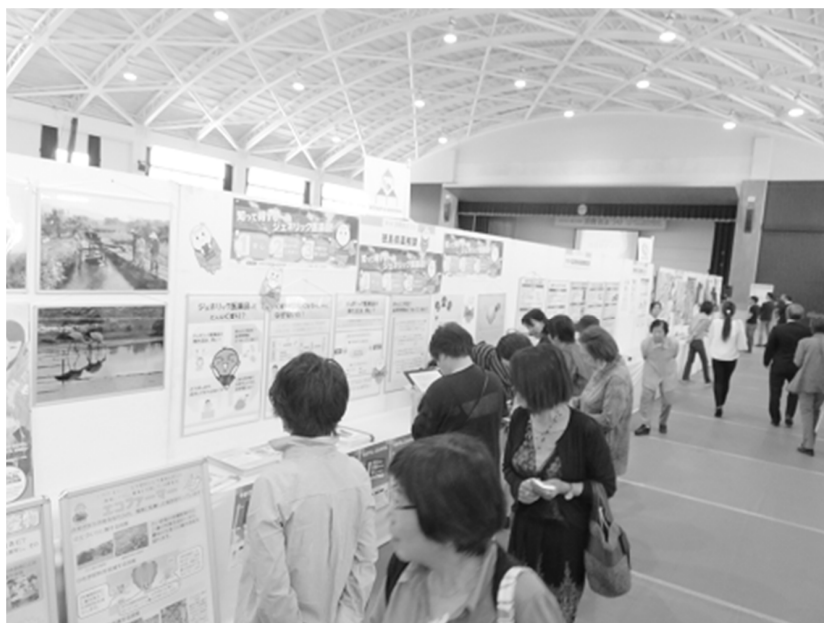
徳島大学市民公開講座

③ e-モニターアンケート調査

知って安心おくすりエシカル消費推進事業

④ 消費者まつりでの啓発

・アンケート調査 約100名に実施





後発医薬品採用品リストを利用した 「フォーミュラリー作成マニュアル」活用事業

(平成30年度)

- (1) 「後発医薬品採用品リスト」を利用して、先発品名や薬効分類からの検索が可能となるリストの再構築
- (2) 手順をまとめた「フォーミュラリー作成マニュアル」の作成

(令和元年度)

- (1) 医療機関、保険薬局及び県民への活用に関する調査
- (2) 後発医薬品採用リスト更新による早見表の更新
- (3) 医療関係者を対象としたセミナーでの情報提供



「徳島あいバッグ活用に関する普及啓発 キャンペーン月間事業」

(1) 事業内容

- ・モデル薬局において、「藍色バッグ（あいバッグ）」による薬の整理等について説明し、ジェネリック医薬品への切替えを促す。
- ・普及啓発期間による効果の検証を行う。
- ・調査終了後薬局及び患者さんへのアンケートを実施する。
- ・事業の結果等について、後発医薬品適正使用協議会等で報告

(2) 実施時期

- ・バッグ配布期間 7月後半～9月中旬まで
- ・次回来局時の相談期間 バッグ配布後～11月中旬
- ・取りまとめ期限 11月末
- ・報告 2月

「徳島あいバッグ活用に関する普及啓発 キャンペーン月間事業」

徳島あいバッグ活用による普及啓発キャンペーン月間事業（報告シート）

番号	性別	年齢層（～歳代）	患者さんを選んだ理由 （番号：複数可）	患者さんを選んだ理由
1	1 男性 2 女性	1 50代未満 3 60代 5 80代以上	2 50代 4 70代	1 多剤（6剤以上）服用 2 複数科受診 3 飲み残し 4 ジェネリック未使用 5 飲み合わせ 6 患者希望 7 その他
2	1 男性 2 女性	1 50代未満 3 60代 5 80代以上	2 50代 4 70代	
3	1 男性 2 女性	1 50代未満 3 60代 5 80代以上	2 50代 4 70代	
4	1 男性 2 女性	1 50代未満 3 60代 5 80代以上	2 50代 4 70代	
5	1 男性 2 女性	1 50代未満 3 60代 5 80代以上	2 50代 4 70代	
6	1 男性 2 女性	1 50代未満 3 60代 5 80代以上	2 50代 4 70代	
7	1 男性 2 女性	1 50代未満 3 60代 5 80代以上	2 50代 4 70代	
8	1 男性 2 女性	1 50代未満 3 60代 5 80代以上	2 50代 4 70代	
9	1 男性 2 女性	1 50代未満 3 60代 5 80代以上	2 50代 4 70代	
10	1 男性 2 女性	1 50代未満 3 60代 5 80代以上	2 50代 4 70代	



県保有レセプトデータを活用した 保険薬局後発医薬品情報提供事業

- ① レセプトデータ等からのジェネリック医薬品使用状況
を取りまとめ
- ② 保険薬局 約400施設へ個別データ提供
- ③ 実施スケジュール等
 - ・分析を行うデータ 平成31年3月分
 - ・資料作成 令和元年9月～令和2年1月
 - ・資料提供 令和2年2月頃に実施
- ④ 提供資料 一般名処方の変更率等4項目